

第5章「満州国」の建国

(7) 関東州①

日満小包送票

日満小包送票		金	郵便	品名	数量	重量	価格
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24

大連西郵便局
1932(昭和7)年11月5日

昭和6年8月1日の郵便規則の改正により、重量単位が「力」から「kg」に変更された。
昭和12年12月1日に日滿郵便規則は改正された。そして新たに日滿の郵便規則第28条(小包郵便)の中に、台湾の下に「関東州を附する」と付け加えられた。
右例の小包送票は、重量単位が「kg」に変更されている。記載されている重量は「3kg」のため、1kgが貼付されている。
又、変更された日付が日滿郵便規則が施行された以降であるが、「日満小包送票」がそのまま使用されている。

日満小包送票		金	郵便	品名	数量	重量	価格
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24

大正11年(日)に日滿郵便規則に含まれている在日郵便局及び支店や郵便下の郵便局等が次正11年(日)31日を期して全て中国内地に移動された。関東州と滿鉄付属地内の郵便局だけが残った。このため日滿郵便規則が日滿郵便規則と改正された。この改正案も大正12年1月1日より日滿小包送票と、郵便規則のみ変更された。
昭和6年8月1日、日本の郵便規則の改正がスタートした。郵便規則により変更され、郵便規則が改正された。この変更により、重量単位が「力」から「kg」に変更された。改正された郵便規則の中には、改正された郵便規則の中に「(力)を「kg」に改め使用すること」とある。
右例は小包送票の例示は「力」であるが、上記により「kg」と読み替えても支障はない。小包の重量が「1kg」のため、1kgが貼付されている。

EX1

日滿小包送票		金	郵便	品名	数量	重量	価格
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24

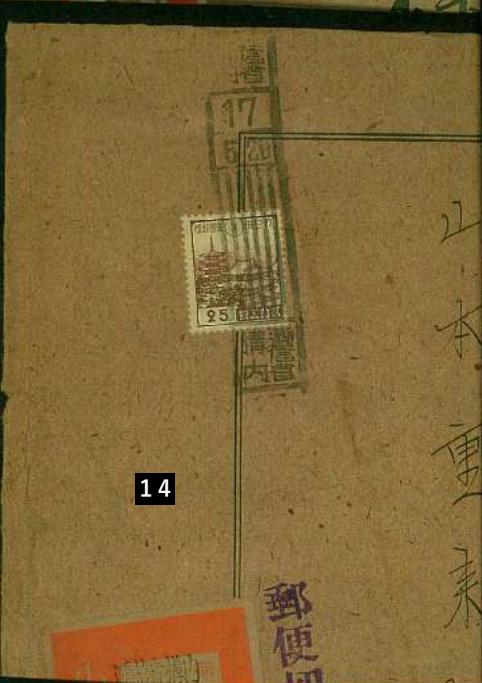
日滿小包送票		金	郵便	品名	数量	重量	価格
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24

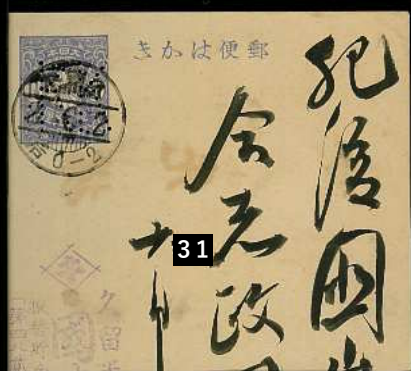
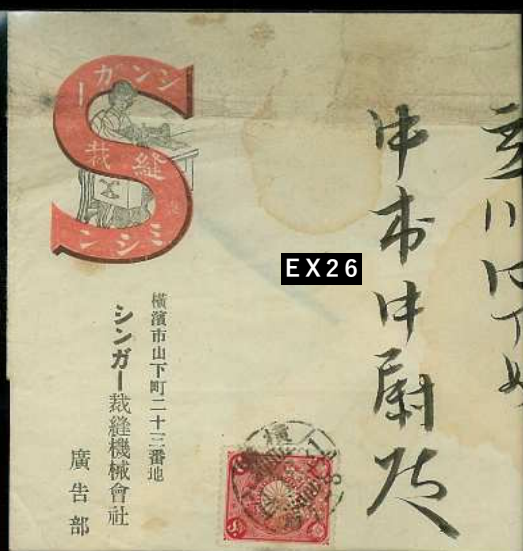
日滿小包送票		金	郵便	品名	数量	重量	価格
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24

日滿小包送票		金	郵便	品名	数量	重量	価格
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24

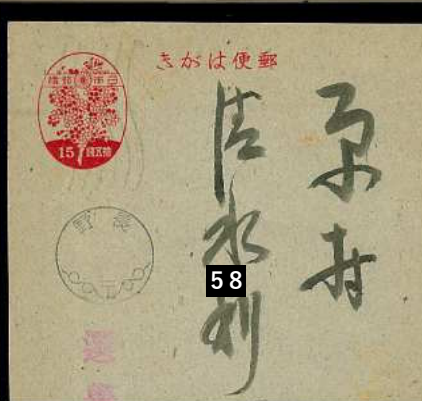
日滿小包送票		金	郵便	品名	数量	重量	価格
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24

日滿小包送票		金	郵便	品名	数量	重量	価格
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24













187



188



189



190



193



191



192



194



195



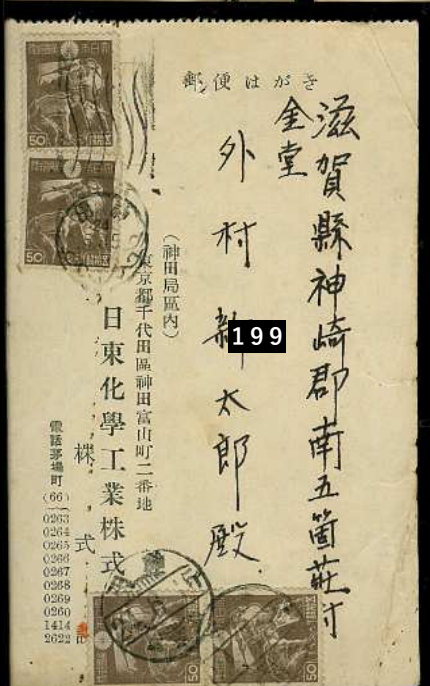
196



197



198



199



200



198



202



201

